

令和7年度

国営施設機能保全総合対策事業
鐺川二期地区施設計画補足検討業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第 1 章 総 則 (適用範囲)															
第 1-1 条	令和 7 年度国営施設機能保全総合対策事業鐺川二期地区施設計画補足検討業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目的)															
第 1-2 条	本業務は、国営施設機能保全総合対策事業「鐺川二期地区」の一環として、過年度に整理されている施設計画の補足検討を行うものである。														
(場所)															
第 1-3 条	本業務において対象とする施設の場所は、群馬県富岡市他 2 市 2 町で、別添施行位置図に示すとおりである。														
(土地への立入り等)															
第 1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、設計共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。														
(一般事項)															
第 1-5 条	業務請負契約書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。														
(管理技術者)															
第 1-6 条	管理技術者は、設計共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	当該業務に関連する学術部門		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木 農業農村工学													
博士	当該業務に関連する学術部門														
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木														

項 目	内 容														
(照査技術者) 第 1-7 条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、博士（当該業務に該当する技術部門）及び農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工 学</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する 学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table> (2) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次の とおりとする。 ① 業務計画作成時 ② 水路橋補足検討時 ③ 施設計画の精査時 ④ 報告書とりまとめ時 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工 学	博士	当該業務に関連する 学術部門	－	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工 学													
博士	当該業務に関連する 学術部門	－													
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－													
(担当技術者) 第 1-8 条	担当技術者は、設計共通仕様書第 1-8 条によるものとする。														
(配置技術者の確認) 第 1-9 条	設計共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第 1- 12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び分担業 務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の 登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象と し、事前に監督職員の承認を得るものとする。														
(保険加入) 第 1-10 条	受注者は、設計共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業 務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保 険加入を証明する書類を提示しなければならない。														

項 目	内 容																
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発 行 所・監 修</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」</td><td rowspan="3">公益社団法人農業農村 工学会</td><td>平成 26 年 3 月</td></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」</td><td>令和 6 年 3 月</td></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ダム」</td><td>平成 15 年 4 月</td></tr></table>	名 称	発 行 所・監 修	制定(改訂)年月	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	公益社団法人農業農村 工学会	平成 26 年 3 月	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」	令和 6 年 3 月	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ダム」	平成 15 年 4 月						
名 称	発 行 所・監 修	制定(改訂)年月															
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	公益社団法人農業農村 工学会	平成 26 年 3 月															
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」		令和 6 年 3 月															
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ダム」		平成 15 年 4 月															
(作業条件) 第 2-2 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 現地調査を行う時期は下記に示す期間を予定しているが、詳細については、監督職員と打合せた後、実施するものとする。 表. 現地調査対象施設 <table><tr><th>施設名</th><th>作業予定期間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>南牧頭首工</td><td rowspan="6">別途監督職員と打合せ後、 決定するものとする。</td><td></td></tr><tr><td>下仁田頭首工</td><td></td></tr><tr><td>大塩貯水池</td><td></td></tr><tr><td>竹沼貯水池</td><td></td></tr><tr><td>南牧導水路</td><td></td></tr><tr><td>南 2 号幹線</td><td></td></tr></table> (4) 現地踏査及び現地調査に必要となる仮設工及び交通誘導員等に要する費用については、本業務の一環として作成する現地調査計画等に基づき、協議の上、設計変更により処理するものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員及び施設管理者（鑄川土地改良区）と日程調整を行うものとする。	施設名	作業予定期間	備 考	南牧頭首工	別途監督職員と打合せ後、 決定するものとする。		下仁田頭首工		大塩貯水池		竹沼貯水池		南牧導水路		南 2 号幹線	
施設名	作業予定期間	備 考															
南牧頭首工	別途監督職員と打合せ後、 決定するものとする。																
下仁田頭首工																	
大塩貯水池																	
竹沼貯水池																	
南牧導水路																	
南 2 号幹線																	
(対象施設) 第 2-3 条	本業務の対象となる施設については、表. 現地調査対象施設のとおりである。																
(参考図書) 第 2-4 条	本作業の参考にする図書は、設計共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発 行 所・監 修</th><th>制定(発行)年月</th></tr><tr><td>コンクリートのひび割れ 調査、補修・補強指針-2013-</td><td rowspan="2">(公社)日本コンクリート 工学会</td><td>令和 4 年 6 月</td></tr><tr><td>コンクリート診断技術 ’ 20</td><td>令和 4 年 5 月</td></tr><tr><td>コンクリート標準示方書（設計編）</td><td rowspan="3">(公社) 土木学会</td><td>令和 5 年 3 月</td></tr><tr><td>コンクリート標準示方書（施工編）</td><td>令和 5 年 9 月</td></tr><tr><td>コンクリート標準示方書（維持管理編）</td><td>令和 5 年 3 月</td></tr></table>	名 称	発 行 所・監 修	制定(発行)年月	コンクリートのひび割れ 調査、補修・補強指針-2013-	(公社)日本コンクリート 工学会	令和 4 年 6 月	コンクリート診断技術 ’ 20	令和 4 年 5 月	コンクリート標準示方書（設計編）	(公社) 土木学会	令和 5 年 3 月	コンクリート標準示方書（施工編）	令和 5 年 9 月	コンクリート標準示方書（維持管理編）	令和 5 年 3 月	
名 称	発 行 所・監 修	制定(発行)年月															
コンクリートのひび割れ 調査、補修・補強指針-2013-	(公社)日本コンクリート 工学会	令和 4 年 6 月															
コンクリート診断技術 ’ 20		令和 4 年 5 月															
コンクリート標準示方書（設計編）	(公社) 土木学会	令和 5 年 3 月															
コンクリート標準示方書（施工編）		令和 5 年 9 月															
コンクリート標準示方書（維持管理編）		令和 5 年 3 月															

項 目	内 容																											
(貸与資料等) 第 2-5 条	貸与資料は、次のとおりである。 <table><tr><th>番号</th><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td>1</td><td>平成 22 年度 広域基盤調査 利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画書概定業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>2</td><td>平成 26 年度 国営施設応急対策事業 鎭川地区事業計画検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>3</td><td>平成 29 年度 国営施設応急対策事業 鎭川地区耐震診断業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>4</td><td>令和 3 年度 国営施設応急対策事業 鎭川地区施設整備計画検討その他業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>5</td><td>令和 4 年度 地域整備方向検討調査 鎭川地域事業地区概定その他業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>6</td><td>令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 鎭川地区事業計画検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>7</td><td>令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 鎭川地区施設計画検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>8</td><td>令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 鎭川地区施設機能保全計画等策定業務</td><td>1 式</td></tr></table>	番号	貸 与 資 料	数量	1	平成 22 年度 広域基盤調査 利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画書概定業務	1 式	2	平成 26 年度 国営施設応急対策事業 鎭川地区事業計画検討業務	1 式	3	平成 29 年度 国営施設応急対策事業 鎭川地区耐震診断業務	1 式	4	令和 3 年度 国営施設応急対策事業 鎭川地区施設整備計画検討その他業務	1 式	5	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 鎭川地域事業地区概定その他業務	1 式	6	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 鎭川地区事業計画検討業務	1 式	7	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 鎭川地区施設計画検討業務	1 式	8	令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 鎭川地区施設機能保全計画等策定業務	1 式
番号	貸 与 資 料	数量																										
1	平成 22 年度 広域基盤調査 利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画書概定業務	1 式																										
2	平成 26 年度 国営施設応急対策事業 鎭川地区事業計画検討業務	1 式																										
3	平成 29 年度 国営施設応急対策事業 鎭川地区耐震診断業務	1 式																										
4	令和 3 年度 国営施設応急対策事業 鎭川地区施設整備計画検討その他業務	1 式																										
5	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 鎭川地域事業地区概定その他業務	1 式																										
6	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 鎭川地区事業計画検討業務	1 式																										
7	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 鎭川地区施設計画検討業務	1 式																										
8	令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 鎭川地区施設機能保全計画等策定業務	1 式																										
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2-6 条	また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 第 2-4 条、第 2-5 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、施設機能診断作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。																											
(技術提案の履行) 第 2-7 条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1-11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行にあたっては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。																											
(業務の成果品質確保対策) 第 2-8 条	契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。 (2) 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設 計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。																											

項 目	内 容
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	(3) 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外にあっては、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 (4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。 なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 (5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 本業務における作業項目及び数量は、別紙 1 【作業項目表】に示すものとする。
(設計作業の留意点) 第 3-2 条	(1) 現地調査において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 (2) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。 (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (4) 第 2-4 条、第 2-5 条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び 比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定 し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD)、農業水利施設保全補修ガイドブック 2024 ((一社) 農業土木事業協会発行) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、 https://www.nn-techinfo.jp を参照。 ・農業水利施設保全補修ガイドブック 2024 については、 https://www.jagree.or.jp/publication/books/no9/ を参照。 ・新技術情報システム (NETIS) は https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第 3-3 条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト) 」 (URL 「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載する基準を用いた信憑

項 目	内 容
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ① 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ② 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、機能診断作業に係る費用は直接経費に含まれ、機能診断現地調査作業に係る費用は間接調査費に含まれる。 設計共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ（構想設計の精査時） 第 3 回 中間打合せ（工事計画、仮設計画の精査時） 第 4 回 中間打合せ（工事実施方法の検討時） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 (2) 打合せ場所 Web 会議方式による。
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5-1 条	成果物を設計共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R 等）正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） (3) 要約版 1 部

項 目	内 容
(成果物の提出先) 第 5-2 条 第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6-1 条 第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7-1 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 埼玉県深谷市仲町 12-14 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 利根川中流支所 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (8) 現地調査時の状況確認の結果、調査項目の追加が生じた場合。 (9) 仮設工や交通整理員の必要が生じた場合。 (10) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合 (11) その他。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和7年度 国営施設機能保全総合対策事業 鎚川二期地区施設計画補足検討業務
【作業項目表】

作業項目	作業内容	数量	備考																														
1 準備作業	本業務の実施にあたり貸与資料の内容把握を行う。	1式	内業																														
2 現地調査	本業務の実施に必要な現地調査を行う。	1式	外業																														
3 測量作業																																	
3-1 測量	過年度整理した施設計画のうち下記※1)及び※2)に記載されている施設について、計画されている進入路、仮設水路等の仮設計画の精査に必要な現地測量を行う。 詳細については別紙2のとおり。	1式	外業																														
4 設計作業(補足検討等)																																	
4-1 水路橋補足検討	過年度整理した水路橋の施設計画のうち、※1)に記載されている水路橋について、仮設道路等の仮設計画を含めた河川の横断工法の補足検討を行う。	1式	内業																														
4-2 施設計画の精査	上記3-1の測量成果をもとに過年度整理した下記※2)施設に係る施設計画について仮設道路等の仮設計画の精査※3)を行う。	1式	内業																														
4-3 主要構造図作成	過年度及び本業務で整理した下記※1)及び※2)施設について、施設計画に基づき主要な構造図、仮設図の作成を行う。 枚数の内訳は以下のとおりである。 <table><tr><th>施設名</th><th>構造図</th><th>仮設図</th></tr><tr><td>下仁田頭首工</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>南牧頭首工</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>大塩貯水池</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>竹沼貯水池</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>南牧導水路 1号水路橋</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>南牧導水路 2号水路橋</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>南1号幹線水路 4号水路橋</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>南2号幹線水路</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>計</td><td>6</td><td>8</td></tr></table>	施設名	構造図	仮設図	下仁田頭首工	1	1	南牧頭首工	1	1	大塩貯水池	0	1	竹沼貯水池	0	1	南牧導水路 1号水路橋	1	1	南牧導水路 2号水路橋	1	1	南1号幹線水路 4号水路橋	1	1	南2号幹線水路	1	1	計	6	8	14枚	内業
施設名	構造図	仮設図																															
下仁田頭首工	1	1																															
南牧頭首工	1	1																															
大塩貯水池	0	1																															
竹沼貯水池	0	1																															
南牧導水路 1号水路橋	1	1																															
南牧導水路 2号水路橋	1	1																															
南1号幹線水路 4号水路橋	1	1																															
南2号幹線水路	1	1																															
計	6	8																															
5 照査	各作業の照査を行う。	1式	内業																														
6 点検とりまとめ	各作業の点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	内業																														

※1)南牧導水路(1号水路橋、2号水路橋)、南1号幹線(4号水路橋)、南2号幹線(2号水路橋)

※2)下仁田頭首工、南牧頭首工、大塩貯水池、竹沼貯水池

※3)頭首工の仮設計画の精査には、工事期間中の洪水流量の精査を含む

別紙－2

【測量詳細】

施設名	作業種別	数量	単位	備考
下仁田頭首工	現地測量	0.035	km2	
	縦断測量	0.35	km	
	横断測量	0.80	km	
南牧頭首工	現地測量	0.015	km2	
	縦断測量	0.30	km	
	横断測量	0.35	km	
大塩貯水池	現地測量	0.063	km2	
	縦断測量	なし	km	
	横断測量	0.05	km	
竹沼貯水池	現地測量	0.003	km2	
	縦断測量	なし	km	
	横断測量	0.05	km	
南牧導水路 1号水路橋	現地測量	0.023	km2	
	縦断測量	0.30	km	
	横断測量	0.21	km	
南牧導水路 2号水路橋	現地測量	0.015	km2	
	縦断測量	0.12	km	
	横断測量	0.12	km	
南1号幹線水路 4号水路橋	現地測量	0.002	km2	
	縦断測量	0.10	km	
	横断測量	0.09	km	
南2号幹線水路 2号水路橋	現地測量	0.005	km2	
	縦断測量	0.10	km	
	横断測量	0.09	km	